

新〔令和元年6月25日施行〕

旧61条(防火地域)、旧62条(準防火地域)、旧64条(外壁の開口部) → 新61条に統合

防火・準防火地域の建築物〔法61条〕

(法61条本文)

柱・壁・床その他の建築物の部分
外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火設備

政令で定める
技術的基準に
適合するもの
〔令136条の2
第一号～第四号〕

(法61条ただし書き)

高さ2m以下の門・塀

規制なし

〔高さ2mを超えて〕準防火地域内にある建築物(木造建築物等を除く)に附属する門・塀

〔高さ2mを超えて〕防火地域内にある建築物に附属する門・塀
〔高さ2mを超えて〕準防火地域内にある木造建築物等に附属する門・塀

政令で定める
技術的基準に
適合するもの
〔令136条の2
第五号〕

(※)木造建築物等 : 法23条に規定(自重・積載荷重を支える柱・梁等が可燃材料のもの)

政令で定める技術的基準〔令136条の2〕

(令136条の2 第一号)

〔防火地域内で〕
階数 ≥ 3 又は 延べ面積 $> 100\text{m}^2$ の建築物(棟)

耐火建築物
又は
延焼防止時間が
同等以上のもの
「延焼防止建築物」

〔準防火地域内で〕
階数(地階を除く) ≥ 4 又は 延べ面積 $> 1,500\text{m}^2$ の建築物(棟)

(令136条の2 第二号)

〔防火地域内で〕
階数 ≤ 2 かつ 延べ面積 $\leq 100\text{m}^2$ の建築物(棟)

準耐火建築物
又は
延焼防止時間が
同等以上のもの
「準延焼防止建築物」
(旧 開口部制限)

〔準防火地域内で〕
階数(地階を除く) $= 3$ かつ 延べ面積 $\leq 1,500\text{m}^2$

〔準防火地域内で〕
階数(地階を除く) ≤ 2 かつ $500\text{m}^2 < \text{延べ面積} \leq 1,500\text{m}^2$

(令136条の2 第三号)

〔準防火地域内の木造建築物等に限る〕
階数(地階を除く) ≤ 2 かつ 延べ面積 $\leq 500\text{m}^2$

**外壁・軒裏を防火
構造、防火設備
(延焼ライン内)**
又は
延焼防止時間が
同等以上のもの

(令136条の2 第四号)

〔準防火地域内の木造建築物等を除く〕
階数(地階を除く) ≤ 2 かつ 延べ面積 $\leq 500\text{m}^2$

**防火設備
(延焼ライン内)**
又は
延焼防止時間が
同等以上のもの

(令136条の2 第五号)

〔高さ2mを超えて〕防火地域内にある建築物に附属する門・塀
〔高さ2mを超えて〕準防火地域内にある木造建築物等に附属する門・塀

延焼防止上
支障のない構造

国土交通大臣が定める構造方法〔令和元年告示一九四号〕	第1
	第2
	第3
	第4
	第5
	第6
	第7

(※)木造建築物等 : 法23条に規定(自重・積載荷重を支える柱・梁等が可燃材料のもの)